

令和元年度～令和3年度

東京都子供の権利擁護専門相談事業

活動報告書

令和5年3月

子供の権利擁護専門員会議

 東京都

目 次

第1	はじめに	1
第2	東京都子供の権利擁護専門相談事業の概要	
1	事業の経緯	2
2	事業の目的	2
3	事業の内容	3
4	実施体制	3
5	活動の具体的内容	4
	実施体制図	7
第3	令和元年度～令和3年度の活動報告	
1	電話相談	8
2	専門員による活動	9
3	調査員による活動	10
4	メッセージダイヤル	10
第4	広報の状況	
1	カードとリーフレット	11
2	子供の権利ノート	12
3	はがきの利用	13
4	一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）	14
5	一時保護児童のための困りごと相談用紙	15

第5 電話相談及び専門員活動の事例

- 1 電話相談の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 専門員活動の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資料

- 子供の権利擁護専門相談事業実施要綱・・・・・・・・・・ 31
- 子供の権利擁護専門員・調査員名簿・・・・・・・・・・ 33
- 子供の権利擁護カード・リーフレット配布実績・・・・・・・・ 34
- 児童本人からの相談内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 令和元年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・・・ 36
- 令和2年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・・・ 37
- 令和3年度相談内容及び相談者別一覧・・・・・・・・・・ 38

第1 はじめに

東京都では、平成10年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置した後、委員会としての約5年間の試行期間を経て、平成16年度から東京都の事業として「子供の権利擁護専門相談事業」を開始しました。

本事業は、子供への虐待、いじめ、体罰などの権利侵害の問題が生じている中、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることを目的としています。

この「子供の権利擁護専門相談事業」の活動内容については、3年毎に活動報告書を作成・配布しており、今回は令和元年度から令和3年度までの3年度の活動報告書を作成して、関係機関に配布させて頂くこととしました。

子供の権利擁護のための第三者的機関の存在やその活動内容を、できるだけ多くの関係機関や東京都民の方々に知って頂くと共に、何が子供にとって最善の利益であるのかを、今後も一緒に考えていきたいと思っております。

東京都の「子供の権利擁護専門相談事業」の存在がより広く認知され、権利侵害に悩む子供を守る一助となれば幸いです。

令和5年3月

子供の権利擁護専門相談事業

専門員 守屋 美保

専門員 三枝 恵真

専門員 打越 雅祥



第2 東京都子供の権利擁護専門相談事業の概要

1 事業の経緯

(1) 子供の権利擁護委員会の設置（平成10年10月）

平成10年7月、東京都児童福祉審議会から「新たな権利保障の仕組みづくり」について、東京都知事に意見具申がなされました。同年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を試行的に設置し、同年11月から事業を開始しました。

その目的は、子供や保護者、または地域などから権利侵害の相談があった場合に、迅速に事実関係を調査する機能や、当事者双方に対し助言を与えながら、解決に向けて活動を行う調整機能を有する第三者機関として役割を果たすための新たな子供の権利擁護システムを構築し、関係機関と連携して、子供を権利侵害から救済することです。

(2) 子供の権利擁護専門相談事業（以下「専門相談事業」という。）の開始（平成16年）

上記委員会は、5年数か月の試行期間を経て、平成16年度から東京都の事業として専門相談事業を開始しました。（資料編「子供の権利擁護専門相談事業実施要綱」参照。以下「実施要綱」という。）

子供の権利擁護委員会から引き続き、「子供の権利擁護専門員」（以下「専門員」という。）と、「子供の権利擁護電話相談員」（以下「電話相談員」という。）とが協働して、電話相談、面接相談、関係機関との調整などを行っています。また、委員会で決定していた重要事項などについては、専門員3名で構成する「専門員会議」で合議し、決定することとしました。

2 事業の目的

専門相談事業の目的は、実施要綱では、「子供の権利に関する専門的な相談」と「権利侵害に具体的に対応する」等によって、子供の福祉の向上を図ることと規定されています。

(1) 子供の権利に関する専門機関であること

専門相談事業は、「子供の権利」に関する専門機関が行うこととされています。

そのため、現在の専門員3名のうち、1名は児童福祉に関する学識経験者、2名は子供の権利に携わる弁護士が選任されています。

(2) 権利調整のための第三者機関であること

権利侵害に具体的に対応するというのは、子供が権利侵害を受けた場合に、子供やその保護者の代理人として交渉するのではなく、あくまでも公正中立な第三者としての立場から、「子供の福祉の向上」という最終的な目的を達成するために、子供と関係機関との間に立って「助言や調整活動」を行うことです。具体的には、関係者それぞれがどのように事実を認識し、どのような解決を望んでいるかなどを聴き、双方に伝えていくことによって、当事者が解決の道を見つけられるように支援することを目指します。その際に、子供の権利擁護を基盤とし、通常は埋もれがちになる子供の意見や希望を丁寧に聴き伝えていくことを特に

大切にしています。

なお、本事業は児童福祉審議会の具申を受けて開始したのですが、児童福祉分野にとどまらず、教育、自殺防止、非行相談など、子供の権利に関する相談を幅広く受け付けています。事務局が児童相談センター内にあるため、都内の児童相談所や東京都福祉保健局との連携もスムーズに進められますが、東京都教育庁や区市町村教育委員会とも協力関係が形成され、学校関係の事案にも中立的な立場から関わる事ができています。

3 事業の内容

専門相談事業の内容として、「実施要綱」第2条には5つの項目が掲げられています。

第1は、子供自身や周囲の人たちから権利侵害などに関する相談を受けて、権利擁護のために対応することです。電話やはがきによる相談の受付体制を整えています。また、権利侵害に対応するために専門員を置いています。それぞれの活動の具体的な内容については、後述します。

第2は、必要に応じて東京都児童福祉審議会に事案の付議を求めることです。今のところ、事業を進めて行く中で課題となった点は専門員や事務局などの対応により改善が図られており、児童福祉審議会に事案の付議を求めたことはありません。

第3は、子供自身や都民などへの広報活動です。この報告書の「第4 広報の状況」で詳しく説明します。

第4は、メッセージダイヤルを設置して、子供からのメッセージを受け付けることです。メッセージダイヤルの受け付けや編集についても、後述します。

第5は、その他子供の権利擁護に関する事に幅広く対応できる規定となっています。

このように、専門相談事業は、子供自身からの相談を受けることや、子供自身への広報活動、子供からのメッセージダイヤルの受付など、子供本人から相談できるように促し、子供が発信するSOSを受け止めることを重視している点が、大きな特徴となっています。

4 実施体制

(1) 専門員

専門員は、弁護士会の推薦を受けた子供の権利に携わる弁護士2名、児童福祉に関する学識経験者1名（合計3名）が選任されています。

(2) 電話相談員

福祉に関する相談経験がある者、又は社会福祉（児童福祉等）、教育、心理に關し知識を有する者で構成されています。

(3) 子供の権利擁護調査員（以下「調査員」という。）

調査員は、専門員と同様に弁護士会の推薦を受け、毎年12名の弁護士が登録されています。調査員の活動については、専門員が教育機関・児童福祉施設等に訪問調査を行う際に、専門員からの依頼を受け同行訪問調査を行い、場合によっては報告書の作成などを行っています。

5 活動の具体的内容

(1) 電話相談

専門相談事業では、東京都内から無料で電話をかけられるフリーダイヤルにより電話相談を受け付けており、この電話相談を「東京子供ネット」と呼んでいます。相談時間は、平日（月～金曜日）は午前9時から午後9時まで、土・日・祝日（12月29日から1月3日を除く。）は午前9時から午後5時までです。なお、子供たちにも携帯電話が普及したため、平成22年度より、携帯電話からも通話ができるようにしています。

電話相談には、子供の抱える多種多様な悩みが日々寄せられます。具体的な相談内容としては、子供同士のトラブルやいじめ、親子間でのトラブル等が中心となりますが、パソコンや携帯が普及している世相を反映した、インターネットに関わるトラブルの相談も増加しています。

(2) メッセージダイヤル

「東京子供ネット」では、電話相談員による電話相談の他に、子供たち自身が自分の体験や意見を自由に吹き込めるメッセージダイヤルを設置しています。これはフリーダイヤルに繋がると応答メッセージが流れ、子供たちが吹き込んだメッセージを録音することができるものです。また、他の子供たちからのメッセージを編集したものを聴くことができます。なお、自分の吹き込んだメッセージを編集メッセージとして流して欲しくない場合は、その希望を含めて録音するようにナレーションをするほか、大人に相談したい場合もあるため、東京子供ネットの連絡先のナレーションをしています。

メッセージの内容は、学校や家族についての悩みなど、様々です。その中でも特に多いのは、いじめに関する内容です。中には、いじめた側の子供がいじめられる側になったとき、「あんなことをやらなければよかったと後悔している。」といったメッセージなども吹き込まれています。

(3) 専門員相談

① 東京子供ネットからの引継ぎ

東京子供ネットに寄せられた電話相談のうち、子供の権利侵害に関する相談は、権利を侵害する相手があるため、電話相談だけでは解決に向かわないことがあります。電話相談だけでは解決が難しいと思われる場合は、専門員による対応を実施しています。

3名の専門員は、子供の権利侵害事例の調査・調整を行います。なお、相談に当たっては、弁護士や学識経験者としての専門性を活かすことはあっても、相談者側の代理人として活動することはありません。電話相談員が、中立的な第三者

としての立場であることを相談者に説明し、その上で相談者が相談を希望した場合に、専門員に相談をつなげていきます。

専門員は、面接相談を実施し、子供の意思を確認した後、事前に関係機関（学校、施設等）に連絡を取った上で、関係機関を訪問し、事実の調査を行い、関係機関に対し、必要な助言を行います。また、当事者と関係機関との間に調整活動が必要な場合、訪問調査を繰り返したり、両者の話合いに立ち会って助言したりするなどして、子供の権利が守られ、安心・安全が確保できる環境が整うよう努めます。

学校における権利侵害事例の場合は、教育委員会とも問題解決のための協働を図ったり、相談内容によっては、児童相談所などの関係機関と連携を図るようにしています。

なお、調査を行う際には、聴取内容の客観性、正確性を担保するため、複数の専門員、又は調査員で当たるように心がけています。

専門員への相談は、児童相談センターに来所して面接することが原則です。子供の声を重視する事業の趣旨から、保護者からの相談であっても、面接の際には子供にも来所してもらうよう求めます。なお、子供が児童相談センターに来所できない場合は、相談者の住所地近隣の公的機関において面接することもあります。また、面接できない事情がある場合は、電話での相談を設定することがあります。

② はがきによる相談

子供が児童養護施設等に入所するときには、後述の「子供の権利ノート」（以下「権利ノート」という。）と一緒に相談はがきが配布されており、子供が直接相談できるようになっています。このはがきは専門員宛に届くこととなっており、専門員による対応を行っています。

はがきによる相談内容としては、施設内における子供同士のトラブル、職員とのトラブル、施設での生活に関する不満などが多いのが特徴で、中には施設内虐待に関する相談もあります。はがきを収受したときは、その対応方法を専門員が協議のうえ、状況に応じて専門員が相談のあった子供への対応を行うほか、必要に応じて福祉保健局少子社会対策部計画課権利擁護担当や児童相談所に通知等を行っています。

このようなケースでは、専門員は、子供から相談を聞くと共に、並行して施設長や施設職員からも事情を聞き、ケースによっては児童相談所の担当児童福祉司や担当児童心理司とも情報交換するなど連携を図ります。また、時間をおいて施設訪問を繰り返すなど必要な調査を重ねる中で、問題点を抽出して対応策を検討します。その上で、施設や担当児童福祉司らと対応策を協議し、子供の意向も聞きながら、問題点に応じた適切な助言をした上、その実行状況を見守る等の調整活動をします。

③ 相談用紙による相談

児童相談所が子供の一時保護を行ったときや児童養護施設等に一時保護を委託したときには、「一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）（以下「とても大切なあなたへ」という。）」を子供たちに渡し、子供は大切にされる存在であること、困ったときは大人に相談してもよいことなどを説明しています。また、「とても大切なあなたへ」と一緒に、子供が直接専門員に相談できる、「一時保護児童のための困りごと相談用紙（以下「相談用紙」という。）」を配布しており、専門員による対応を行っています。

相談内容としては、一時保護所での生活や職員の対応に関する内容、内面の悩み、担当福祉司に対する要望などです。相談用紙を収受したときは、その対応方法を専門員が協議のうえ、状況に応じて専門員が相談のあった子供への対応を行っています。

このようなケースでは、専門員は、子供から相談を聞くと共に、並行して保護所職員からも事情を聞いたり、ケースによっては児童相談所の担当児童福祉司とも情報交換するなど連携を図ります。その上で、子供の意向も聞きながら、各関係者に問題点に応じた適切な助言を行い、その実行状況を見守る等の調整活動を行います。また、被措置児童等虐待が疑われる場合など、必要に応じて、福祉保健局少子社会対策部計画課権利擁護担当や児童相談所に通知を行うこともあります。

※一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）及び一時保護児童のための困りごと相談用紙については、平成30年度より運用を開始しています。

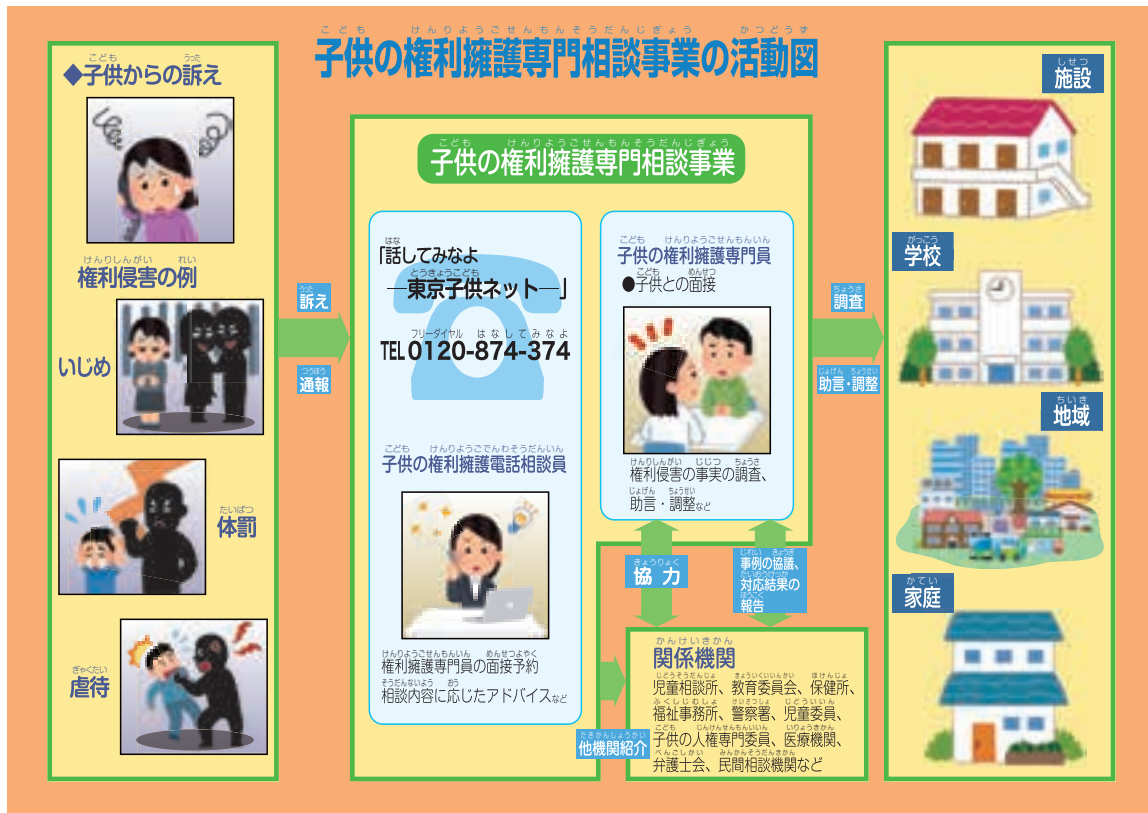
（4）専門員会議

月1回、専門員、電話相談員及び事務局職員、その他関係者が参加して、専門員会議を開催しています。会議では、電話相談や専門員活動の統計に関する報告、各相談事案に関する情報共有や方針の検討、広報活動の計画や報告、実施体制に関する改善案の検討などを行っています。

（5）施設見学等

専門員は、権利ノートやはがき及び相談用紙の配布・設置状況、活用状況を確認するため、調査員と共に不定期に児童福祉施設等を見学し、子供の権利擁護専門相談事業が活発に利用されるための方針を協議しています。

【 実施体制図 】



※1 専門員と関係機関は、相互に報告・連絡を密にし、問題解決に向けて活動しています。

① 関係機関との協力・協議等

既に関係機関が関わっている場合、必要に応じて、情報提供を受ける、ケース協議を行う、協働で取り組む等を行っています。

② 少子社会対策部計画課権利擁護担当への通知

施設内虐待等被措置児童虐待事例については、同担当に通知すると共に、必要に応じ協働して取り組んでいます。

③ 児童相談所への依頼

児童相談所による一時保護や措置（児童福祉施設入所、児童福祉司指導等）や関わりが求められる場合、担当の児童相談所に依頼します。

第3 令和元年度～令和3年度の活動報告

1 電話相談

東京子供ネットでは、フリーダイヤル（0120-874-374）により子供の権利に係るあらゆる相談を受けています。

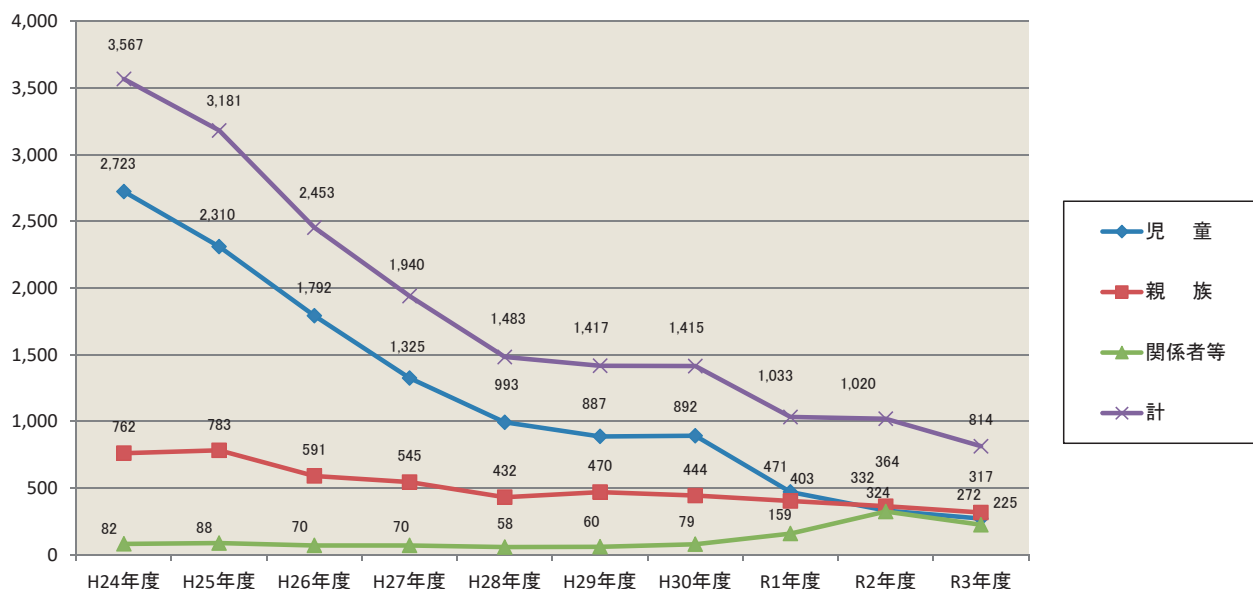
過去の相談者別相談件数の割合は、下記「相談件数の推移」のとおりです。

【平成24年度～令和3年度 相談件数の推移】 (件)

	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 1	2	3
児 童	2,723 (76.3%)	2,310 (72.6%)	1,792 (73.1%)	1,325 (68.3%)	993 (67.0%)	887 (62.6%)	892 (63.0%)	471 (45.6%)	332 (32.5%)	272 (33.4%)
親 族	762 (21.4%)	783 (24.6%)	591 (24.0%)	545 (28.1%)	432 (29.1%)	470 (33.2%)	444 (31.4%)	403 (39.0%)	364 (35.7%)	317 (38.9%)
関係者等	82 (2.3%)	88 (2.8%)	70 (2.9%)	70 (3.6%)	58 (3.9%)	60 (4.2%)	79 (5.6%)	159 (15.4%)	324 (31.8%)	225 (27.6%)
計	3,567	3,181	2,453	1,940	1,483	1,417	1,415	1,033	1,020	814

3年間を平均とした相談者の割合は、児童本人からが約37.5%、保護者・親族が約37.8%、関係者等が約24.7%となっています。約4割を占める児童本人からの相談では高校生や中学生からの相談が多く、虐待、いじめ、体罰など深刻な内容の相談もあります（資料編「児童本人からの相談内容」及び「相談内容及び相談者別一覧」参照）。そのような場合は、専門員につなぎ、対応することもあります。

【相談件数の推移】



2 専門員による活動

(1) 専門員への引継ぎとその後の活動状況

電話相談員が受けた相談のうち、専門員に引き継いだものについては、以下のとおりとなっています。なお、専門員による活動は、電話による相談に限らず、はがきや相談用紙による相談から開始されることもあります。

【相談総件数と専門員引継ぎ件数】

	相談総件数	権利擁護に関する相談件数①			引継ぎ件数②	割合 ②÷①	活動回数
		電 話	はがき	相談用紙			
元年度	1,077件	187件	17件	26件	42件	約18.3%	171回
2年度	1,128件	135件	17件	91件	28件	約11.5%	132回
3年度	957件	133件	19件	124件	26件	約9.4%	105回

ア 引継ぎ件数

令和元年度から令和3年度までにおける権利擁護についての相談の中で、専門員に引き継がれた件数は、令和元年度は42件、令和2年度は28件、令和3年度は26件となっており、その割合は、平均すると約12.8%になります。

専門員に引き継がれたケースのうち、令和元年度では電話相談によるもの20件、はがきによるもの13件、相談用紙によるもの9件、令和2年度では電話13件、はがき8件、相談用紙7件、令和3年度では電話10件、はがき10件、相談用紙6件となっています。

イ 活動回数

専門員による活動内容としては、概ね、児童（又は保護者）との「面談」や「電話」と、関係する機関（学校、教育委員会、養護施設、児童相談所など）への「連絡」や「訪問」に分けられます。

それらの活動を専門員が行った回数は、令和元年度は171回、令和2年度は132回、令和3年度は105回でした。

(2) 専門員会議の開催

専門員3名、電話相談員3名、事務局3名、その他関係者が出席し、各年毎月1回（年12回）開催しています。

3 調査員による活動

専門員の調査に同行し、主に学校や教育委員会、児童福祉施設で調査等を行いました。
また、権利ノートやはがきの配布・設置状況、活用状況を確認するため、専門員と共に不定期に児童福祉施設等を見学しています。

【活動内容】

(回)

	調査面談(学校等)	調査面談(施設)	施設見学
元年度	5	4	2
2年度	1	1	
3年度	3	6	

※施設見学については、令和元年度は2施設を見学し、3名の調査員が参加した。
2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

4 メッセージダイヤル

子供の性別は、女子生徒が大半で男子生徒のものは少ない状況にあります。また、メッセージダイヤル吹込み件数は令和元年度から令和3年度で平均して年間約380件程度あり、その中で編集できる内容のものを編集して、応答メッセージとして使用しています。

第4 広報の状況

1 カードとリーフレット

子供の悩み等を気軽に相談できる電話相談の周知を図るため、カード及びリーフレットを作成し配布しています。

(1) カードの配布

都内に在学している小学4年生、中学1年生及び高校1年生の全生徒に対し、毎年夏休み前後に学校を通して配布しています（参考資料「配布実績」参照）。また、子供家庭支援センターなどの関係機関にも約12,500枚配布し、広く周知しています。なお、東京子供ネットフリーダイヤルは、携帯電話からもかけられるようになっていました。

【カード表】



【カード裏】



(2) リーフレットの配布

都内公立及び私立の全小・中・高等学校の教師用（約26,500枚）として配布するとともに、子供家庭支援センターや図書館、児童館等関係機関（約14,000枚）にも配布し、制度を周知しています。

【リーフレット】



2 子供の権利ノート

権利ノートは、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームに入所している又は、里親委託されている小学1年生以上の子供全てに、児童福祉司が内容を説明したうえ、配布しているものです。権利ノートには、子供が施設や里親宅で生活する際の17項目の権利が分かりやすく書かれているほか、施設外部の相談窓口についても記載しています。

また、現に施設等で生活している子供が小学1年生になったときと、中学1年生になったときに、児童福祉司から説明し、配布しています。入所後は、日々の生活の中で施設職員から説明をしたり、指導場面で活用をしています。

【権利ノート小学生用】



【権利ノート中高生用】



権利ノートに書かれている子供たちの権利



- ・ひとりの人として大切にされる権利
- ・なぜこれからこの場所で生活するのか知る権利
- ・これから生活する場所について知る権利
- ・あなた自身や家族のことについて知る権利
- ・あなたのことがどのように考えられているのか知る権利
- ・あなたの意見や希望を言う権利
- ・家族と交流する権利
- ・プライバシーが尊重される権利
- ・自分の物を持つ権利
- ・いろいろな情報や考え方を知る権利
- ・いろいろな教育を受ける権利
- ・心と体の健康が守られる権利
- ・自由に考えたり信じたりする権利
- ・趣味やレクリエーションを楽しむ権利
- ・いろいろな人と交際する権利
- ・体罰やいじめ、いやな思いをしない権利
- ・性的にいやなことをされたり、言われたりすることから守られる権利


3 はがきの利用

権利ノートと一緒に専門員宛での相談のはがきを配布し、子供が直接悩みなどを相談できるようになっています。このはがきについては、児童福祉施設の場合、施設内の掲示板等の近くなどにも置かれ、子供たちが自由に使用し、投函できるよう配慮されています。

はがきが届いた場合は、専門員が施設を訪問し、子供から直接話を聞き問題解決に向けて子供や施設に対し助言します。また、相談内容によっては、児童相談所の担当児童福祉司と協議し、協働して対応する場合があります。

なお、相談内容から施設内虐待が疑われる場合には、福祉保健局少子社会対策部計画課権利擁護担当に通知するなど、適切に対応しています。

郵便はがき	
	1 6 9 - 8 7 9 0
1 7 7	新宿区北新宿4丁目6番1号
子供の権利擁護専門員 行	東京都児童相談センター内
	

○あなたが相談したいことや困っていることを、下にできるだけ詳しく書いてください。 

- ・あなたのお名前 ()
(名前を書きたくないときは書かなくても、部屋(ユニット)の名前を書いてもいいです)
- ・施設の名前 ()
- ・あなたへの連絡方法 (希望がある場合は○をつけてください)
(1) 施設の () 先生へ連絡する。
(2) あなたの児童福祉司さんをとおして連絡する。
(3) (名前と電話番号) へ連絡する。
(4) その他 ()

※ あなたの体や心がとても傷ついている時は、担当の児童福祉司さんにあなたの状況を伝える場合もあります。

4 一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）

一時保護児童のためのリーフレット（とても大切なあなたへ）（以下「とても大切なあなたへ」という。）は、児童相談所が一時保護（児童養護施設等への一時保護委託を含む。）を行った幼児以上の子供全てに、児童福祉司が内容を説明した上、配布しているものです。とても大切なあなたへには、子供は守られる存在ということや、困ったときは大人に相談して欲しいということが、分かりやすく書かれているほか、児童相談所の職員以外に相談したい場合の相談先についても記載しています。

【とても大切なあなたへ 表】

たいせつ とても大切な あなたへ



一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」
発行：東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 権利擁護担当

名前

【とても大切なあなたへ 裏（小中高生向け）】



あなたへのメッセージ

- あなたはこの世界にたった一人しかない大切な人です。あなたには幸せに育ち、安心安全に暮らす「権利」（してよいこと、しなくてよいこと）があります。
- 困ったこと、わからないこと、不安なことがあったら、周りの大人に話してください。周りの大人はあなたを全力で守ります。
- あなたと同じように、あなたと一緒に生活する一人ひとりの権利も大切にされます。そのためのルールやマナーを守り、お互いを大切にしてください。



もしこんなことがあったら・・・ 必ず大人に相談してください

- たたかれたり、けられたりする。暴力をふるわれる。
- 胸や性器を触られる、いやらしいことをされる。
- ご飯を食べさせてもらえない。ほったらかしにされる。
- 心が傷つくようなことを言われる。
- 無視されたり、差別されたりする。



相談する方法は？

- 一時保護所や担当の児童相談所の職員以外に相談したい場合は、専用の相談用紙に書いてください。あなたの話を聞いて一緒に考えてくれる大人（子供の権利擁護専門員）に相談することができます。
- ★ 相談用紙に書いたら、封をして、保護所内の投函箱に入れてください。保護所や児童相談所の担当職員に手渡すこともできます。



たとえば、こんなふうに相談してください

私は、〇〇一時保護所にいますが、〇〇さんから、〇〇のような嫌なことをされました。
このことを相談したいので、話を聞いてください。



【とても大切なあなたへ 裏（幼児向け）】



あなたへのお知らせ

- あなたは、このせかいにひとりしかない、とてもたいせつなこどもです。
- こまったこと、つらいこと、なんでもおとなに、おはなしてください。あなたをまもります。



こまっていることをおてがみにかいてください

- こどもがこまっていることをきいて、いっしょにかんがえてくれるおとなに、おてがみをかけます。
- かきかたは、ほごしょのおとなにきいてね！



ごんごんことをされたら・・・おとなのひとに、おしえてね

- ぶったり、けったり、いたいことをされる。
- ごはんや、おやつをもらえない。
- おはなしを、きいてもらえない。
- からだをさわられる。さわられる。
- いやなこと、こわいことをむりやりやられる。



どうやって、おはなししたいのか？ごんごんふうにおはなししてね



私は、〇〇さんから、いやなことをされました。きいてください。



5 一時保護児童のための困りごと相談用紙

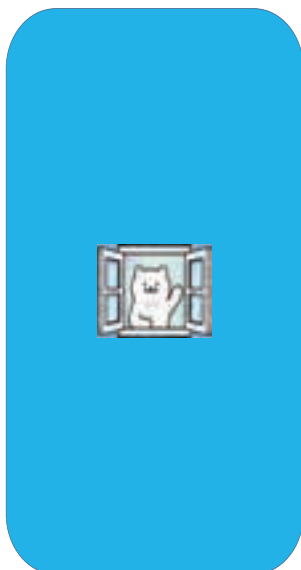
とても大切なあなたへと一緒に専門員宛ての相談用紙を配布し、子供が直接悩みなどを相談できるようになっています。この相談用紙は、子供が自由に記入して封印し、各保護所に設置されている意見箱に投函できるようになっています。

相談用紙が届いた場合は、専門員が保護所を訪問し、子供から直接話を聞き問題解決に向けて子供や職員に対し助言します。また、相談内容によっては、児童相談所の担当児童福祉司と協議し、協働して対応する場合があります。

なお、相談内容から保護所内での虐待が疑われる場合には、福祉保健局少子社会対策部計画課権利擁護担当に通知するなど、適切に対応しています。

【困りごと相談用紙 表】

【困りごと相談用紙 裏】



いちじほく せいじどう
一時保護児童のための

こま そうだんようし
困りごと 相談用紙

ようし
この用紙は、あなたの困りごとを
きいて、いっしょにかんがえてくれる大人
（子供の権利擁護専門員）へ
ふう
封をしたまま届けられます。
ほかひとあ
他の人が開けることはありません
ので、安心してください。

☆あなたが困っていること、相談したいことを書いてください。

☆あなたのお名前

☆一時保護所の名前

☆この相談を書いた日 年 月 日

第5 電話相談及び専門員活動の事例

令和元年度から令和3年度までにおけるケースをいくつか紹介します。ケース関係者のプライバシーに配慮するため、事案や活動内容は実際のものとは異なっております。

1 電話相談の事例

(1) いじめに関する相談事例

【事例1】小学生、女子（本人からの相談）

【事例2】小学生、女子（本人からの相談）

【事例3】中学生、男子（保護者からの相談）

【事例4】中学生、男子（本人からの相談）

いじめの被害では、嘔吐を繰り返してしまう、外出を怖がってしまうなど、心身に不調をきたし不登校になってしまう場合もあります。一方、事例のようにいじめという認識がなくても、「嫌な思いをしている」「嫌なことを言われる」ということを相談してくれる電話もあります。相談員は、保護者や先生、スクールカウンセラーなどの身近な大人に相談することを促しつつ、子供が勇気を出して電話をしてくれたことを労い、我慢しないで言葉にして話すことはとても大事だということを伝えています。また、保護者からの相談の場合には、子供の気持ちを汲み取ってあげることに加え、学校や教育委員会に働きかけるよう助言します。それでも改善がなされない場合は専門員による面接相談等につなげていき、問題解決に向かうように対応をしています。

(2) 友人関係の相談事例

【事例5】小学生、女子（本人からの相談）

【事例6】高校生、女子（本人からの相談）

【事例7】高校生、男子（本人からの相談）

【事例8】高校生、女子（本人からの相談）

友人関係の相談では、子供の気持ちを受けとめながら丁寧に聴いていきます。批判的な話でも、どのように解決していくことがいいのかを相談の中で子供と一緒に考えていきます。話を聴いていくうちに、子供自身から「話せてよかった」「話をして楽になった」という言葉が出てくることもあります。問題解決に大人のを借りる必要があるものについては、保護者や学校教員、あるいはスクールカウンセラーに相談するよう促しています。

(3) インターネットトラブル・犯罪被害の相談事例

【事例9】小学生、男子（本人からの相談）

【事例10】小学生、男子（保護者からの相談）

【事例11】中学生、女子（保護者からの相談）

【事例12】高校生、男子（本人からの相談）

コロナ禍で休校になったこともあり、オンラインゲームやSNSでつながる時間も増えたようで、課金のトラブルやSNS上での悪口の相談も依前としてあります。また、「お金を払え」と要求された相談では、保護者に内緒でしてしまったことから焦って相談してくるケースもあります。電話相談では、画像や動画の流出など、ネットトラブルについての相談であれば、東京都の“こたエール”や警視庁の相談窓口など適切な専門機関を紹介して相談するよう助言をしています。

(4) 家庭内トラブルの相談事例

【事例 13】小学生、女子（本人からの相談）

【事例 14】小学生、男子（本人からの相談）

【事例 15】中学生、女子（本人からの相談）

【事例 16】高校生、男子（本人からの相談）

コロナ禍で家族と一緒に過ごす時間が増えたこともあり、それまでの生活との差から家族間でのトラブルへの相談もありました。それ以外にも家庭内の問題として、虐待を受けている子供からの相談や病気の家族がいて子供が家事全般を担っているという相談もあります。

虐待に関する相談は、上手に状況を聴き取ることや不安に寄り添い一緒に考えることに努めています。子供の安全確保が最優先事項となりますので、通常は匿名で相談を受けていますが、個人情報の聞き取りについて子供の了解を得られるように努め、児童相談所に虐待通告するなどの対応をしています。

(5) 学校関係の相談事例

【事例 17】小学生、女子（保護者からの相談）

【事例 18】小学生、男子（保護者からの相談）

【事例 19】中学生、女子（保護者からの相談）

【事例 20】高校生、男子（保護者からの相談）

学校での特性のある子供への理解が不十分なことから、先生の不適切な言動となり、子供が傷ついている相談が多くなっています。また、いじめに対して学校が思うように対応してくれないなど、学校関係については、保護者からの相談が非常に多いです。保護者は学校に対して不信感があるものの、子供への影響を考えて対応を躊躇する場合もあるので、子供の環境を改善するためには、どのような方法があるかを一緒に考えていき、学校内で解決できない時は教育委員会への相談を助言しています。それでも改善されない場合は、専門員の調整活動を案内します。

また、保護者としては納得できず憤りを覚えるが、子供は気持ちを切り替えて元気に登校しているという場合もあります。保護者の感情が独り歩きしないように、改めて子供の気持ちや状況を確認することも勧めています。

(6) 専門員につなげた事例

【事例 21】小学生、女子（保護者からの相談）

【事例 22】小学生、女子（保護者からの相談）

【事例 23】小学生、男子（保護者からの相談）

これらの事例は、電話相談から専門員の面接相談へつなぎ、問題が改善された事例です。当事業では、子供の権利侵害に関する相談に対して、電話相談での対応に限界があると判断された事例については、専門員の面接相談へつないでいます。面接相談につながる事例は、子供たち本人からの相談よりも保護者からの相談事例が圧倒的に多く、その大部分は問題が深刻化しているものです。そのような状況における問題解決の突破口として、専門員が中立な第三者として活動しています。この活動は子供の権利を守るために極めて大きな役割を果たしています。

2 専門員活動の事例

3 まとめ

電話相談の中には、相談員の助言を受けて、「ありがとうございました。」と気持ちよくお礼を言ってくれる子供もいます。相談員が子供のニーズに応えることができた実感できる瞬間です。

子供たちは大人と同様に、友人関係、親子関係、学校の先生との関係、施設職員との関係など、人間関係で悩みを抱えています。特に、コロナ禍において、友人関係を築く大事な時期に休校や分散登校などがあり、孤独を感じたり、自分の気持ちや考えを伝えることに躊躇したり、コミュニケーションの取り方に悩んでいる様子がありました。子供たちの育ちを支える地域・コミュニティが希薄化している現代、または依存と自立の間で葛藤する思春期の子供にとって、身近な大人に相談することが難しい場合もあります。匿名性の高い電話だからこそ相談できることもあるでしょう。顔の見えない「知らない大人」に自分の悩みを聞いてもらうことで、安心したり、新たな考えを得たりすることもできます。

当事業における電話相談の役割は、電話をかければつながる心強い存在であることです。子供に対して「あなたの気持ちを受け止めるところがあるんだよ。」というメッセージを発信するとともに、子供たちに寄り添い、一緒に対応方法を考える信用できる大人がいると感じ取れるようなかわりを今後も継続していきます。

また、専門員は子供や保護者から直接話を聞きますが、特に子供が何を望んでいるのかという点を意識して聴き取ります。そして、関係機関（施設、学校など）を訪問し、関係者（施設職員、教職員など）と面談し、子供の抱えている問題や悩みを伝え、関係者の認識を聴き取り、関係者に助言したり、関係者と一緒に対応策を考えたりします。その内容を子供と保護者に伝え、子供が納得すれば、その後、様子を見守ることとし、子供が納得しない場合には、さらに子供の望み（ニーズ）を聴き取り、それを関係者に伝え、対応を検討するということを繰り返していきます。

専門員活動に強制力はありませんが、子供の抱えている辛さを少しでも軽減できるよう、子供たちに寄り添って、その悩みを丁寧に聴き取るよう努めています。また、訪問する施設、学校等にも、子供の権利を守るために、同じ方向を向いて一緒に考えてもらえるよう働きかけます。中には調整が難しいケースもありますが、粘り強く活動することで、子供が少しでもエンパワーされ、また、関係機関が子供に寄り添った適切な対応を講じてくれると信じ、日々、活動しています。

資料

子供の権利擁護専門相談事業実施要綱

平成 16年 4月 1日
15 福子計第1982号決定
最終改正 令和 2年 3月 24日
31 福保子計第1501号決定

(目的)

第1条 子供への虐待、いじめ、体罰等の権利侵害の問題が生じている中、子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害への具体的な対応等を行うことにより、子供の福祉向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 子供の権利擁護専門相談事業は、次の号に掲げる内容とする。

- (1) 子供からの直接の相談、都民や関係機関等からの子供の権利侵害に係る通報等を受け、相談対応を行うこと。
- (2) 相談や通報等を行った者（以下「相談者等」という。）からの依頼を受け、子供の権利侵害に対し、調査・助言・調整など具体的な対応を行うこと。
- (3) 子供をはじめとする都民等への子供の権利擁護についての広報活動に関すること。
- (4) 子供からのメッセージダイヤルに対応すること。
- (5) その他子供の権利擁護に関すること。

(実施体制)

第3条 子供の権利擁護専門相談を実施するため、子供の権利擁護専門員（以下「専門員」という。）、子供の権利擁護調査員（以下「調査員」という。）及び子供の権利擁護電話相談員（以下「電話相談員」という。）を置く。

(子供の権利擁護専門員の職務)

第4条 専門員は、職務を遂行するにあたって公正中立を旨とし、電話相談員が受けた相談のうち、困難な事例について、電話相談員への助言を行うとともに、必要と認めるときは、問題解決を図るため、事実関係の調査、関係機関等への助言・調整活動を行う。

- 2 専門員あてのはがきや一時保護児童のための相談用紙等による相談に対応するとともに、必要と認めるときは、問題解決を図るため、事実関係の調査、関係機関等への助言・調整活動を行う。
- 3 専門員は、第1項及び第2項に定める活動を行うにあたり、児童相談所などの関係機関等の協力を求めることができる。
- 4 専門員は、都の児童相談所が措置等を行う子供の権利侵害に係る相談や通報等について、必要と認めるときは、相談者等の意向を確認したうえで、東京都児童福祉審

議会へ諮問するとともに、調査結果等を提供することができる。

5 専門員は、専門員会議を開催し、第7条の各号に定める事項を合議すること。

6 その他専門員に関して必要な事項は、別に定める。

(調査員の職務)

第5条 調査員は、専門員が行う第4条第1項及び第2項に定める事実関係の調査を補佐する。

2 その他調査員に関して必要な事項は、別に定める。

(電話相談員の職務)

第6条 電話相談員は、子供からの直接の相談及び都民等からの通報等の電話を受け、相談対応を行う。また、電話相談員による対応が困難な場合等には専門員へ事例を引継ぐほか、権利侵害以外の相談等については、他の機関等への紹介などの業務を行う。

2 その他電話相談員に関して必要な事項は、別に定める。

(専門員会議)

第7条 子供の権利擁護専門相談事業において、次の各号に掲げる事項について、専門員が合議し、決定する。

(1) 第4条第1項、第2項及び第4項に定める職務についての対応方針等に関すること。

(2) 事業活動の成果及び課題等を取りまとめること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(子供の権利擁護電話等の設置)

第8条 子供からの直接の相談、都民や関係機関等からの子供の権利侵害に係る通報等及び子供からのメッセージに対応するため、子供の権利擁護電話等を設置する。

2 子供の権利擁護電話等に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 この事業に関する事務局を、東京都児童相談センターに置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

専門員名簿

氏 名	所 属	就 任 期 間
加藤 吉和	鎌倉女子大学学術研究所 子ども発達臨床研究施設研究員	平成27年4月～令和4年3月
片岡 智子	弁護士（東京弁護士会）	平成30年4月～令和2年3月
下瀬 隆士	弁護士（第二東京弁護士会）	平成31年4月～令和3年3月
久保田 まち子	弁護士（東京弁護士会）	令和 2年4月～令和4年3月
守屋 美保	弁護士（第一東京弁護士会）	令和 3年4月～

調査員名簿

氏 名	所 属	就 任 年 度		
		元年度	2年度	3年度
坂倉 渉太	弁護士（東京弁護士会）	○	○	
森田 梨沙		○		
浅井 健人		○	○	
田畑 智砂		○	○	
田伏 いづみ		○	○	○
笠井 香奈		○	○	○
岩波 耕平			○	○
貴志 秀之				○
中邨 仁				○
金子 美晴				○
木田 飛鳥		弁護士（第一東京弁護士会）	○	
宅見 誠	○			
竹内 省吾	○			
前田 俊斉			○	○
人見 愛			○	○
太田 史子			○	○
寺谷 洋樹	弁護士（第二東京弁護士会）	○		
向井 理絵		○	○	
土肥 健太郎		○	○	○
佐藤 省吾			○	○
阿南 賢人				○

子供の権利擁護カード・リーフレット配布実績

年 度	カード		リーフレット	
	配布先	配布数量(枚)	配布先	配布数量(枚)
平成 24年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	410,000	全小学校・中学校・高等学校 2, 599校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	42,000
25年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	390,000	全小学校・中学校・高等学校 2, 679校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	43,000
26年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	385,000	全小学校・中学校・高等学校 2, 683校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	42,000
27年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	384,200	全小学校・中学校・高等学校 2, 675校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	42,000
28年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	385,700	全小学校・中学校・高等学校 2, 659校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,800
29年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	384,140	全小学校・中学校・高等学校 2, 667校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,890
30年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	353,470	全小学校・中学校・高等学校 2, 661校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,530
令和 元年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	385,880	全小学校・中学校・高等学校 2, 659校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,610
2年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	391,000	全小学校・中学校・高等学校 2, 652校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	41,000
3年度	全小学校4年生 全中学校1年生・高等学校1年生 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	389,210	全小学校・中学校・高等学校 2, 652校 区市町村教育委員会 子供家庭支援センター 児童相談所、教育関係、各弁護士会 東京法務局	40,895

児童本人からの相談内容（令和元年度～令和3年度）

区分	年度	権利擁護相談												その他	合計		
		いじめ			体罰			虐待			その他						
		電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき	電話	相談用紙	はがき		電話	電話	相談用紙
幼児	1														0	0	0
	2													7	7	0	0
	3													2	2	0	0
小学生 低学年	1	2						1	1		1	4	3	18	22	5	3
	2	1			1			6				6	4	15	23	6	4
	3	3	1					1				8	2	16	20	9	2
小学生 高学年	1	14						13			2	10	6	54	83	10	6
	2	2						4			2	29	3	23	31	29	3
	3	7			2			10			1	28	3	37	57	28	3
中学生	1	4			2			8			6	7	5	77	97	7	5
	2	4						10			3	28	6	58	75	28	6
	3	6		1	2			10			3	45	7	51	72	45	8
高校生	1	9			1			6			5	3	3	159	180	3	3
	2	5						8			5	8	4	124	142	8	4
	3						1	12			4	23	4	60	76	23	5
その他	1	2										1		87	89	1	0
	2							2			1	20		51	54	20	0
	3							3			1	19	1	41	45	19	1
合計	1	31	0	0	3	0	0	28	1	0	14	25	17	395	471	26	17
	2	12	0	0	1	0	0	30	0	0	11	91	17	278	332	91	17
	3	16	1	1	4	0	1	36	0	0	9	123	17	207	272	124	19

相談内容及び相談者別一覧（令和元年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容											専門員引継ぎ件数	メッセージダイヤル受付件数	
		権利擁護についての相談						その他の相談等		男女別合計	合計	相談者別%			
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計		計						
児童本人	幼児	男												42	
		女													
	小学低	男	2				2	4	11	18	13	22	2.1%		
		女			1	1	2		7		9				
	小学高	男	2		4	1	7	29	24	54	31	83	8.0%		
		女	12		9	1	22		30		52				
	中学	男	3	2	2	2	9	20	40	77	49	97	9.4%		
		女	1		6	4	11		37		48				
	高校	男	7	1	4	3	15	21	76	159	91	180	17.4%		
		女	2		2	2	6		83		89				
その他	男	1				1	2	56	87	57	89	8.6%			
	女	1				1		31		32					
小計	男	15	3	10	6	34	76	207	395	241	471	45.6%			
	女	16		18	8	42		188		230					
親族	父	男	1	2	1	1	5	6	15	23	20	29	2.8%	活動回数	513
		女			1		1		8		9				
	母	男	25	5	10	3	43	69	159	270	202	339	32.8%		
		女	13	2	6	5	26		111		137				
	その他	男			1		1	6	16	29	17	35	3.4%		
		女	2		2	1	5		13		18				
小計	男	26	7	12	4	49	81	190	322	239	403	39.0%			
	女	15	2	9	6	32		132		164					
関係者等	施設	男						1	1	1	1	0.1%	171		
		女													
	学校	男						1	2	4	2	5			0.5%
		女			1		1		2		3				
	その他	男	2	1	14	1	18	29	82	124	100	153			14.8%
		女			10	1	11		42		53				
小計	男	2	1	14	1	18	30	85	129	103	159	15.4%			
	女			11	1	12		44		56					
男女別合計	男	43	11	36	11	101	187	482	846	583	1,033	100%			
	女	31	2	38	15	86		364		450					
合計		74	13	74	26	187		846		1,033			42 171	518	
相談内容別%		7.2%	1.3%	7.2%	2.5%	18.1%		81.9%		100%					
令和元年度累計		74	13	74	26	187		846		1,033					

相談内容及び相談者別一覧（令和2年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容											専門員引継ぎ件数	メッセージダイヤル受付件数	
		権利擁護についての相談						その他の相談等		男女別合計	合計	相談者別%			
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計		計						
児童本人	幼児	男							1	7	1	7	0.7%	28	
		女							6		6				
	小学低	男	1	1	3		5	8	6	15	11	23	2.3%		
		女			3		3		9		12				
	小学高	男			3	2	5	8	11	23	16	31	3.0%		
		女	2		1		3		12		15				
	中学	男	2		4	1	7	17	41	58	48	75	7.4%		
		女	2		6	2	10		17		27				
	高校	男	5		3	4	12	18	61	124	73	142	13.9%		
		女			5	1	6		63		69				
その他	男				1	1	3	40	51	41	54	5.3%			
	女			2		2		11		13					
小計	男	8	1	13	8	30	54	160	278	190	332	32.5%			
	女	4		17	3	24		118		142					
親族	父	男	2				2	11	15	27	17	38	3.7%	活動回数	339
		女	2		6	1	9		12		21				
	母	男	11	2	10		23	41	140	265	163	306	30.0%		
		女	9		8	1	18		125		143				
	その他	男			4		4	6	8	14	12	20	2.0%		
		女			2		2		6		8				
小計	男	13	2	14		29	58	163	306	192	364	35.7%			
	女	11		16	2	29		143		172					
関係者等	施設	男											132		
		女													
	学校	男							1	2	1	2			0.2%
		女							1		1				
	その他	男	4		5	3	12	23	241	299	253	322			31.6%
		女	1		9	1	11		58		69				
小計	男	4		5	3	12	23	242	301	254	324	31.8%			
	女	1		9	1	11		59		70					
男女別合計	男	25	3	32	11	71	135	565	885	636	1,020	100%			
	女	16		42	6	64		320		384					
合計		41	3	74	17	135		885		1,020					
相談内容別%		4.0%	0.3%	7.3%	1.7%	13.2%		86.8%		100%					
令和2年度累計		41	3	74	17	135		885		1,020			28	339	
													132		

相談内容及び相談者別一覧（令和3年度合計）

相談経路	児童性別	相談内容										専門員引継ぎ件数	メッセージダイヤル受付件数			
		権利擁護についての相談						その他の相談等		男女別合計	合計			相談者別%		
		いじめ	体罰	虐待	その他	小計	計		計							
児童本人	幼児	男									2		2	0.2%	26	298
		女								2	2	2				
	小学低	男						4	5	16	5	20	2.5%			
		女	3		1		4		11	15	15					
	小学高	男	3	2	7	1	13	20	13	37	26	57	7.0%			
		女	4		3		7		24	31	31					
	中学	男	5	2	4	2	13	21	28	51	41	72	8.8%			
		女	1		6	1	8		23	31	31					
	高校	男			9	2	11	16	38	60	49	76	9.3%			
		女			3	2	5		22	27	27					
その他	男				1	1	4	28	41	29	45	5.5%				
	女			3		3		13	16	16						
小計	男	8	4	20	6	38	65	112	207	150	272	33.4%				
	女	8		16	3	27		95	122	122						
親族	父	男			3	3	8	11	36	14	44	5.4%	105	298		
		女	2		3		5		25	30	30					
	母	男	19	1	4		24	30	109	222	133	252			31.0%	
		女	2		4		6		113	119	119					
	その他	男			1		1	6	7	15	8	21			2.6%	
		女			5		5		8	13	13					
	小計	男	19	1	8		28	44	127	273	155	317			38.9%	
		女	4		12		16		146	162	162					
関係者等	施設	男			1	1	1			1	1	0.1%				
		女														
	学校	男			1		1	1	2	6	3	7	0.9%			
		女							4		4					
	その他	男	1		6	1	8	22	161	195	169	217	26.7%			
		女	2		11	1	14		34		48					
小計	男	1		8	1	10	24	163	201	173	225	27.6%				
	女	2		11	1	14		38		52						
男女別合計	男	28	5	36	7	76	133	402	681	478	814	100%				
	女	14		39	4	57		279		336						
合計		42	5	75	11	133		681		814						
相談内容別%		5.2%	0.6%	9.2%	1.4%	16.3%		83.7%		100%						
令和3年度累計		42	5	75	11	133		681		814			26	298		
													105			

登録番号4(12)

令和5年3月発行

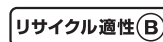
東京都子供の権利擁護専門相談事業活動報告書
(令和元年度～令和3年度)

発行 子供の権利擁護専門相談事業事務局
東京都新宿区北新宿四丁目6番1号
電話 03-5937-2305

印刷 東京都同胞援護会事務局



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

